

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更

（奈良市決定）

都市計画北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区計画を北登美ヶ丘六丁目東地区計画に名称を改め、次のように変更する
（平成23年5月10日変更）

名 称	北登美ヶ丘六丁目東地区計画	
位 置	奈良市北登美ヶ丘六丁目地内	
面 積	約5.1ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は市の北西部に位置し、北側は京都府との府県境に接し、南側及び西側は民間の大規模宅地開発事業により低層住宅地が形成され居住環境に恵まれた地区である。 本地区において地区計画を定めることにより、民間の宅地開発事業の適正な土地利用を誘導し、緑豊かなうるおいのある住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺の居住環境との調和を考慮しつつ、良好な住宅市街地の形成を図るため、建築物の用途の混在等を防止し、低層戸建住宅地として土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	民間の宅地開発事業により整備が行われる道路及び公園等を適正に配置し、整備された道路及び公園等の機能、環境が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	低層戸建て住宅を主体とした良好な居住環境、魅力ある街並みの形成を図るため、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定め、適正な誘導・規制を行う。 また、建築物の用途を他の用途を兼ねる住宅とする場合は、兼ねる用途の需要に見合う駐車・駐輪施設を敷地内に適正に設置し、地区の安全で快適な居住環境の確保を図る。
地区整備計画	建築物等のに関する事項	建築物の用途の制限 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 （１） 住宅（長屋住宅又は重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下同じ。） （２） 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからクまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

		エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅 ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） (4) 巡査派出所、公衆電話所 (5) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所 (6) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (7) 路線バスの停留所の上家 (8) 前各号の建築物に附属するもの（次のア又はイに掲げるものを除く。） ア 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの イ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル。ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
	建築物等の形態又は意匠の制限	表示し、又は掲出することができる屋外広告物は、別表に掲げる屋外広告物とする。また、敷地内における各屋外広告物の表示面積の合計は、3平方メートル以下とする。
区域は、計画図表示のとおり		

別表

種 別		制 限 内 容
全 広 告 物 に 関 す る 事 項	用 途 等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例（平成 13 年奈良市条例第 52 号）第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定に掲げる広告物又はこれを掲出する物件。
	位 置	敷地境界線を越えて掲出できない。
	照 明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両車庫の警告用は除く。
	色 彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い薄い色又は壁の色と同等とする。
屋 上 広 告 物		表示し、又は設置できない。
軒 下 広 告 物		1 表示面積は、2 平方メートル以下とし、当該壁面の 10 分の 1 以下とする。 2 広告物の上端までの高さは 4 メートル以下とする。 3 壁面に直接ペイントするものは掲出できない。 4 窓のガラス面へは掲出できない。
塀 垣 広 告 物		設置できない。
広 告 塔 建 植 広 告 物		1 1 敷地に 1 基までとし、高さは 4 メートル以下とする。 2 総表示面積は 2 平方メートル以下とし、1 面の表示面積は 1 平方メートル以下とする。
ア ー チ 広 告 物		設置できない。
広 告 幕 気 球 広 告 物		掲出し、又は設置できない。
は り 札 は り 紙 立 看 板 電 柱 広 告 物		設置できない。

